

平成27年度 刈谷市市長杯 社会人リーグ大会開催要項

- 1 参加資格 平成27年度刈谷市社会人リーグ参加チーム
- 2 会場 別紙日程表のとおり
- 3 組合せ 抽選により組み合わせを決定する。
※詳細は、別紙日程表参照
- 4 競技規則 競技規則及び運営方法については、下記のとおりとする。特に定めのない事項については、Kリーグの運営等に従うものとする。
 - ① ルールは、試合開催日の日本サッカー協会競技規則による。
 - ② 試合時間は30-5-30分とする。(以降の試合開始時間に影響のないように注意)
※同点の場合はPK戦(5対5)で勝敗を決する。6人目からサドンデス。
 - ③ 試合開始時間に遅刻したチーム及び試合開始時に7人未満のチームは、不戦敗とする。
※不戦試合・棄権試合の場合の得点は1-0とする。
 - ④ 会場準備の遅れのため試合開始時間が遅れた場合は、第2試合が定刻に開始できるように試合時間を短縮して行うこと。
 - ⑤ 退場処分者は、次の試合は出場できない。警告の次試合への累積はしない
 - ⑥ 選手の交代は自由とする。但し、交代した選手が再度その試合に出場することはできない。
 - ⑦ ユニホーム(上衣・パンツ・ストッキング・背番号)の揃っていない選手は、試合に出場できない。
 - ⑧ 試合を棄権するチーム・棄権されたチームは、自分のチームの審判・当番をすること。
また、担当役員・関係するチームにも棄権する旨の連絡をし、運営に支障がないようにすること。
- 5 審判
 - ① 審判は、別紙日程表の該当チームが責任をもって行なうこと。
 - ② 審判は試合開始15分前に集合し、試合を定刻に開始する。
 - ③ 審判は以下のことを遵守すること。
 - ・服装を整える(服上下、ストッキング、ワッペン、時計、フラッグ、カード) **※審判服は黒が原則**
 - ・主審は4級資格者以上が、副審は4級資格者程度(準登録)以上のものを行なうこと。
- 6 準備
かたづけ
 - ① 会場準備は、各コートの第1試合の両チームが協力して行なう。
※コーナーフラッグを立てること。(港町Gはミーティングルームの中にあります。)
 - ② かたづけは、各コートの最終試合の両チームが協力して行なう。 ※ゴミ拾いもすること。
※かたづけ不備で苦情が出た場合は、該当当番チームで対処していただきます。
 - ③ 会場の開錠・施錠は、別紙日程表の該当チームが責任をもって行なう。
※開錠はAコート午前当番、施錠はBコート午後当番が担当する。
- 7 その他
 - ① 原則として雨天等による延期はしない。
雨天等により実施が疑わしい場合は、午前当番のチームは体育館へ確認をとってください。
第2試合以降のチームは午前当番のチームに連絡をとってください。
※延期になった場合は、再度日程をサッカー連盟から通知します。
 - ② 当番チームは、競技規則等に基づき選手の服装・審判の服装・時間管理を確実に行なうこと。
※当番チームはセンターライン延長上のベンチに待機しておくこと。
 - ③ 試合結果は、当番チームが責任をもって **試合当日に刈谷市サッカー連盟へメールで報告する。**
連盟メールアドレス info@kariya-fa.com
※連絡が遅れ、大会運営に支障が出た場合(日程・会場変更の連絡ができない等)は、そのチームに責任を取っていただきます。会場の確保・各チームへの連絡をしていただきます。
- 8 運営責任者 担当 植田耕太郎(社会人部会担当) 携帯電話: 090-5030-5747